

制定 令和6年3月29日 上下水道事業管理者決裁

（目的）

第1条 熊本市上下水道局が発注する「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）」の契約相手方候補者の選定に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置するもの。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務における契約相手方候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 計画整備部長
- (2) 総務部長
- (3) 維持管理部長
- (4) 総務課長
- (5) 経営企画課長
- (6) 計画調整課長
- (7) 下水道整備課長
- (8) 水再生課長
- (9) 下水道維持課長

2 委員会に会長を置き、計画整備部長をもって充てる。

3 会長に事故又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、計画調整課において行うものとする。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は令和6年3月29日から施行し、契約相手方候補者の特定を行った日をもって廃止する。